

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
三好市立箸蔵小学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ということの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重し合う態度など、温かい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないようにするための未然防止に全教職員が取り組む。
- (3) ささいなことでもいじめではないかと疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることがないようにして、いじめ問題の早期解決にあたっていく。
- (4) 発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、組織的に対応し、被害児童を守っていく。加害者には、毅然とした態度で指導にあたる。
- (5) 平素から、関係諸機関と情報の共有体制を構築したり、学校と地域・家庭が適切な連携を図ったりして児童の指導に生かしていく。
- (6) 感染症等については、正しい情報のもと冷静な行動を促すとともに、不安やストレスの軽減に努める。心身の健康問題については、健康相談やスクールカウンセラーによる支援など適切に取り組む。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職、生徒指導主任、主幹教諭、教育相談担当、人権教育主事、学級担任、養護教諭で構成し、個々のいじめの防止・早期発見・対処等にあたる。必要に応じて児童と関わりのある教職員・保護者の代表者やスクールカウンセラー等とも連携をとる。

(2) 組織の役割

- ① 児童・保護者や教職員からのいじめ相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ② いじめに関する情報や児童の問題行動などの情報収集と記録を行い、情報の共有を行う。
- ③ 緊急会議を開き、いじめの情報を迅速に共有し、事実関係の聴取や記録をとり、情報の共有と再発防止に取り組む。
- ④ 支援や指導体制の方針を決定し、全職員に報告、連絡をする。そして、保護者との連携を図っていく。

3 教育相談体制

- (1) 教職員と児童及び保護者、児童相互の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 個人情報に配慮するとともに、秘密の厳守と相談により、信頼感や安心感が相談者に感じられるようにする。
- (3) 保健室や校長室の活用によって、いつでも相談できる安心感を児童、保護者に平素から周知しておく。
- (4) 相談の内容によっては、指導の継続や医療機関等の専門機関との連携を図る。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは絶対に許されない人権問題」との強い認識を持つとともに、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底していく。
- ② 教育活動全体を通じて、いじめ問題根絶のために、児童の体験活動の充実や豊かな情操を培い、他人の気持ちに共感できる心情を育てていく。また、自己肯定感を高められるよう、多くの人と関わりながら自己有用感が得られる体験の機会を積極的に設ける。
- ③ 学級経営の充実を図り、児童の規範意識を育て、平素からいじめ問題に注意を払っておく。
- ④ 全ての児童に心の通い合うコミュニケーション能力を育て、望ましい態度で授業や行事に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑤ 生活向上委員会（いじめ防止子ども委員会）の活動を通して、自分たちで問題を解決したり、児童相互の理解を深めたりする活動を推進し、児童自らいじめを起こさない・許さない学校を作る活動を推進する。
- ⑥ インターネットを通じて行われる「いじめ」についても絶対にゆるされない行為であることを徹底し、情報モラルの指導を行う。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適応される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑦ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑧ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑨ 「おごり」や「いじり」という名目でいじめが行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症等に関する誤った情報や知識から、偏見や差別、いじめにつながるよう適切に指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の根絶を図っていくとともに、関係諸機関とも平素から連携をとっておく。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学年の当初に、すべての保護者や児童に対して、いじめを許さない取組やいじめられている児童を全力で守りぬくことを伝え、児童や保護者が信頼して、学校にいじめ等の相談をできるように働きかけておく。
- (2) 日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さないようにするとともに、情報が入りやすいようにアンテナを張っておく。
- (3) 全児童を対象にした月ごとの「きみのことおしえてシート」による調査に加え、「QUアンケート」を年2回行うことを通して、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。

いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。

- (4) 児童が欠席したりけがをしたりした場合の状況や、けんか・ふざけあい等の理由にも十分に留意し、背景にいじめがないか確認しておく。
- (5) 保護者との連携を密にしておくとともに、いじめに対しての関心をもってもらうために、パンフレット等を配布して情報提供を促す。
- (6) いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう子どもの相談窓口を集約したものを1人1台端末等を活用して周知する。
- (7) いじめについての訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除のための措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴え情報及び兆候等があったときには、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童からの事情を聴取するなど必要な調査を実施し、対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導について、教職員の役割分担を明確にし、組織的に対応していく。
- ④ 保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を図っていく。
- ⑤ 職員会議等でいじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を全力で守りぬく。
- ② 児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ③ 本人や保護者に必要な情報提供を行う。
- ④ 本人や保護者に寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑤ 必要に応じて複数教員で家庭訪問を行う。
- ⑥ スクールカウンセラーや関係機関と連携して、継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた特別な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室で学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数の教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) まわりの児童への指導

- ① いじめを繰り返さないための指導を徹底する。

② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ「いじめは絶対にゆるされない人権問題である。」との意識を徹底させる。

③ いじめを許さない学級、学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに三好市教育委員会に報告し、適切な連携を図っていく。

② いじめられた児童を守るために、必要に応じて出席停止の措置を要請する。

③ 必要に応じて県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部の専門家にも協力依頼し、対応していく。

(6) 関係機関への相談・通報

① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われる事案は、早期に警察・教育委員会に相談し、連携して対応する。

② 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、速やかに警察に通報する。

③ ネット上のいじめについては、情報の削除依頼や発信者情報の開示請求などについて、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

① いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期的な期間が設定できる。

② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。本人及び保護者に面談等を実施し、確認する。

7 校内研修

全教職員の共通理解を図るために、いじめに関する生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、必要に応じて臨時の研修会を行う。

8 重大事態への対処

(1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、事実確認の結果を三好市教育委員会に報告する。そして、三好市教育委員会と連携して対処する。

(2) 重大事態が生じ学校が調査主体になる時は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和6年8月改訂版(文部科学省)」に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

(1) いじめ問題の取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。

(2) 評価の結果、期待するような改善等が見られなかった場合は、その原因を分析し、次の

期間の取組内容や取組方法について見直しを行う。